

2006年度勤労者福祉の充実・強化に関する要請書

財団法人 鳥取県労働者福祉協議会

(財) 鳥取県労働者福祉協議会要請事項

鳥 取 県

要 請 事 項	担 当 課	回 答
1. 勤労者福祉運動の育成・強化について (1) 勤労者福祉の充実について 勤労者福祉運動を推進していくため、広報・研修・調査・文化・体育事業への助成を継続されたい。	労働雇用課	広報、研修、調査、文化及び体育事業を引き続き助成することとしています。
(2) 鳥取県勤労者美術展を勤労者により身近なものとするため、更なる充実発展に向け支援を強化されたい。	労働雇用課	委託事業であり、特に支援の強化ということは考えていないが、美術展が、勤労者の日ごろの創作活動の発表の場として定着するとともに、多くの勤労者に出品、来場していただけるよう工夫したい。
(3) 全国では若年層を中心にサラ金利用者が1400万人に及ぶ状況にあります。金融知識を習得し安定した社会人生活を送るために、消費者教育研修事業をすべての高等学校で取り入れられたい。	高等学校課 教育・学術振興課	時代変化に併せ、実社会の中で生きるために必要なことを学校教育で教えることは大切です。 消費者教育については、例えば、教科「家庭」（平成6年度から男女とも必修）においては、科目「家庭総合」や「家庭基礎」で教科書20頁程度（10時間程度が目安）を、教科「公民」においては、科目「現代社会」や「政治経済」で教科書3頁程度（1～2時間程度が目安）を扱っています。 また、これに加えて、消費生活センター等の外部機関から講師を招いて講演会を実施している学校もあります。 こうした教科については、例えば、高等学校家庭科教育研究会などで情報交換や研修を行い、指導方法の工夫などを図っているところです。 今後とも、こうした取組を通じた授業の充実は必要であると考えていますが、実施については各高等学校で取り組んでゆくべき事と考えています。 私立学校においては、消費者問題について、家庭科、公民科で学習しています。これに加えて、弁護士を講師とした講演会を実施している私立学校もあり、今後の実施については、各学校の判断と考えます。

<p>(4) 勤労者の生活全般に関する相談・生活設計(多重債務問題)・労働・法律・介護・子育て等の相談に応える「とっとりライフサポートセンター(仮称)」の立ち上げの為に拠点づくりへの財政支援、相談業務への対応について協力・助言をいただきたい。</p>	<p>労働雇用課</p>	<p>貴財団と中小企業労働相談所「みなくる」の連携強化を図るとともに、拠点づくりに向け協議する場を設けたと考えています。</p>
<p>2. 中小企業勤労者政策の充実について (1) 中小企業勤労者福祉サービスセンターの拡充に向け関係市町村への加入を支援されたい。</p>	<p>労働雇用課</p>	<p>加入促進については機会を捉えて市町村に働きかけるなど支援していきます。</p>
<p>(2) 勤労者財産形成の促進と制度の充実について</p> <p>① 中小企業に対する財形制度の導入促進と、広報等を活用したピーアールを引き続き継続されたい。</p> <p>② 改正高齢者雇用安定法の施行により、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄の新規加入年齢の引き上げを関係機関に働き掛けされたい。(現行55歳)</p> <p>③ 財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の非課税限度額550万円を1,000万円に引き上げるよう関係機関に働き掛けされたい。</p> <p>④ 退職時に一般財形貯蓄・財形住宅貯蓄の残高を財形年金貯蓄に預け入れることを可能とするよう関係機関に働き掛けされたい。</p>	<p>労働雇用課</p>	<p>財形制度の導入促進と広報については、広報誌「労働とっとり」を通じて周知を図るなどしておりますが、今後一層の取組みを行います。 また、制度の充実については、機会を捉えて国に要請内容を伝えてまいります。</p>
<p>(3) 中小企業退職金共済制度の普及拡大にむけて加入奨励を、引き続き指導されたい。</p>	<p>労働雇用課</p>	<p>普及拡大のため、広報誌「労働とっとり」を通じて周知を図るなどしておりますが、今後一層の加入奨励に取り組めます。</p>
<p>3. 少子・高齢対策について (1) 少子対策の一環として、子供を安心して産み育てる環境作りのために、市町村に対し学童保育へ向けての指導支援を行われたい。</p>	<p>子ども家庭課</p>	<p>放課後児童健全育成事業(学童保育)は、市町村が実施されるべき事業であり、県としては、助成制度を引き続き実施する等、支援を行う予定です。</p>

<p>(2) 県内人口が減少する中、定着促進のための若者の定住対策、子育て支援等に県行政として中長期的視野にたち、効果的な計画策定を図りたい。</p>	<p>政策企画課</p>	<p>引き続き、地域産業の活性化につながる施策や、地域を支え家族を大切にするための施策などを積極的に進めます。</p> <p>総合的な計画は策定していませんが、鳥取県の将来の大まかな姿についての認識を県民が共有していくための資料として「鳥取県の未来の姿」の作成に取り組んでいます。</p>
<p>(3) 次世代育成支援対策推進法の一般事業主の行動計画については、その実施状況調査結果に基づき300名以下の事業所についても行動計画の報告を義務化するよう検討されたい。</p>	<p>子ども家庭課</p>	<p>国においてその取扱いが検討されるべきものと考えます。</p>
<p>(4) 介護や子育て支援の担い手となって行くNPO・ボランティア団体に対して、更なる育成・支援を行われたい。</p>	<p>長寿社会課</p> <p>子ども家庭課</p> <p>協働推進課</p>	<p>高齢者が地域で社会的役割を持っていきいきと活動できる社会をつくるために、介護に限らず子育て支援などの地域活動に参加し、高齢者自身が主体的に生きがいくりに取り組むモデル事業を実施しているところであり、今後、広く市町村に活動例を紹介し、普及を図ることとしています。</p> <p>子育てサークルや子育て支援を行うNPO等を含めた子育て関係者の意見交換会の開催等により、子育て団体の活性化を図りたいと考えます。</p> <p>介護や子育てなど特定の分野を対象とした支援は行っておりませんが、NPO固有の課題解決のためにアドバイザーを派遣したり、県職員によるNPO法人制度等の出前説明会を開催するほか、NPOの広報活動に対して助成を行います。</p> <p>さらに、県職員がNPO法人への訪問活動を行うことにより、NPO法人の課題解決を側面支援します。</p>

<p>(5) 介護の担い手の養成、介護保険制度の充実と自治体間格差の解消などに、リーダーシップを発揮して取り組まれない。</p>	<p>長寿社会課</p>	<p>国では、介護サービスの質の向上のため、介護従事者の資格要件を高める施策が進められております。本県においては、質の高い介護従事者の養成を目的とし、小規模事業所やパート職員にも認知症介護技術や自立支援技術の向上を図る研修等を行っているところです。</p> <p>介護保険制度については、市町村（保険者）が介護保険給付の円滑な実施を行うため、サービス提供体制の確保など、住民参加に基づく議論を通して運営するものであり、地域の実情に応じてそれぞれの自治体で考えていくものであると考える。ます。</p>
<p>(6) 市町村地域福祉計画については、全市町村で早期に策定するよう指導されたい。</p>	<p>福祉保健課</p>	<p>市町村に対しては、計画策定に向けた情報提供等を行い、形式等にこだわらず、他の計画を組み合わせるなど、柔軟な対応を働きかけているところであり、今後も引き続き計画策定に向けた働きかけを行ってまいります。</p>
<p>(7) 市町村の地域包括支援センターの人材確保とセンター体制・機能の充実を早急に図られるよう指導されたい。</p>	<p>長寿社会課</p>	<p>市町村に対して適切な人員・予算の確保等、確実な体制整備が図られるよう助言等を行うこととしています。</p>
<p>(8) 団塊世代の定年退職が始まりますが、この世代が元気なシニアとして活躍することは、地域にとっては大きなメリットとなります。各自治体に対して健康増進や生きがいづくりなど、社会活動への参画をより促進されるよう提言されたい。</p>	<p>地域自立戦略課</p>	<p>住民やNPOが主体的に行う地域づくりや地域貢献活動の事例等についての情報提供などを通して、住民自治の推進が図られるよう県内市町村に促します。</p>
<p>4. 食の安全性確保について (1) BSEスクリーニング検査は全頭検査を継続することを関係機関に要請されたい。</p>	<p>食の安全・くらしの安心推進課</p>	<p>県食肉衛生検査所で実施するBSE全頭検査については、科学的知見に基づく説明がなされない限り全頭検査は継続します。また、全頭検査実施のための財政支援について継続して実施するよう、農林水産省、厚生労働省に要望しています。</p>

(2) 県では食の安全・食育推進条例の策定が進められていますが、消費者が合理的に選択できるよう、加工食品や外食についても原産地や原材料表示を義務付けられたい。また原産地表示と安全性は連動するようにされたい。

食の安全・くらしの安心推進課

加工食品については、JAS法に基づく加工食品品質表示基準により、平成18年10月1日から、調味した食肉、塩蔵魚介類など20食品群について原料原産地表示が義務づけられたところであり、その表示について監視・指導を継続して行っていききたいと考えています。

また、外食については国において平成17年7月28日に「外食における原産地表示に関するガイドライン」を策定し、原料原産地の表示について推進しているところであり、その状況を注視していききたいと考えています。

なお、県では食の安全・食育推進条例の策定の予定はありません。

5. 暮らしの安全について

(1) 犯罪防止のため警察官による街頭パトロールの強化をされたい。又、交番が不在となることの解消をされたい。

警察本部

県警察では、勤務時間の規定の改正や、転用勤務の抑制などにより街頭活動の時間を増やしたほか、自動車警察隊の新設、警察署自動車警察班の増強等により、多くの制服警察官を街頭に進出させるなどパトロールの強化を図っています。また、「この付近をパトロール中」と表示したマグネットシートを貼ったパトカーを拠点となる場所に駐車させ、パトカーが通行できない小道や路地を徒歩で警らする「拠点パトロール」を強化し、県民の皆様安心していただけるようきめ細かなパトロール等にも努めております。

空き交番を解消するため、交番の配置人員の見直しを行い、毎日2人以上警察官が勤務できる体制を確保しております。また、昼間においては、交番相談員30人を全交番に配置し、夜間においては、パトカーの立ち寄り警戒を強化する等、交番勤務員が不在となった場合の補完体制を確保しております。

今後も、地域警察官によるパトロール等街頭活動の強化と不在交番の解消に努めることとしております。

<p>(2) 過疎地における自主防犯組織づくりのための防犯用品や、各種啓発ツールを確保するにあたって財政支援制度の確立を図られたい。</p>	<p>警察本部</p>	<p>県警察は、地域住民等が自主的に行う防犯活動を効果的かつ継続的なものとするため、平成17、18年度において、1団体20万円を上限とする防犯ボランティア団体への財政支援を実施しました。</p> <p>平成19年度においては、市町村が補助金の交付決定をしたことを条件として、1団体10万円を上限に財政支援する予定です。</p> <p>また、平成17年度から、警察庁の「地域安全安心ステーションモデル事業」において、懐中電灯、防犯ブザー、腕章等防犯パトロール用品の無償貸付けによる支援を行っています。</p> <p>一部の市町村において、財政支援のほか、活動拠点となる公民館の提供や青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールのための燃料費の助成等により自主防犯活動を支援しています。</p> <p>地区防犯協議会では、防犯活動のガイドブック等の啓発資料やパトロールに活用するジャンパー、車両用マグネットシート等を配付して、防犯ボランティアによる活動の支援を行っています。</p> <p>今後とも、犯罪発生状況や防犯対策情報を提供して防犯意識の高揚を図るほか、活動に必要な知識・技能を修得させるための防犯講習会の開催や合同パトロール等協働した活動の推進による防犯活動のノウハウの提供などにより地域住民等による自主防犯活動を支援します。</p>
<p>6. 消費者保護の充実強化について (1) 現在国会で審議中の貸金業関連法の改正については、上限金利引き下げに例外なき改正を行うよう国に要請されたい。</p>	<p>経済政策課</p>	<p>第165回国会において、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が平成18年12月13日に成立しました。</p> <p>上限金利については、概ね3年後をめどに、貸金業法上のいわゆるグレーゾーン金利を廃止し、利息制限法を超える利息の契約を締結してはならないこととなります。</p>

<p>(2) 消費者被害、多重債務者救済に関する相談窓口を、全市町村で開設することを指導されたい。</p>	<p>消費生活センター</p>	<p>消費者の苦情相談処理については、消費者基本法にも市町村の役割が明記されており、県・市町村行政懇談会などにおいても相談体制の充実については要請しているところではありますが、専門職員を配置した相談窓口を開設しているのは2市にとどまっています。 今後とも機会を捉えて相談窓口の開設及び充実について要請していきます。</p>
<p>7. 環境の保全について (1) 地球温暖化防止の為、家庭・職場・地域に対し、引き続きエコ・ライフの啓発強化をされたい。</p>	<p>環境立県推進課</p>	<p>県では「地球温暖化防止に向けたアクションプログラム」を18年2月に策定し、これまでの慣れ親しんだ大量消費などのライフスタイルを変える呼びかけを行っているところです。 引き続き家庭等での省エネ、アイドリングストップ、ウォームビズやクールビズ等の取組について、県政だより等を通じて啓発していくこととしています。</p>
<p>(2) 石油の消費抑制・地球温暖化防止の一環として、県内各企業・事業所へノーマイカーデーの取組を要請されたい。</p>	<p>交通政策課</p>	<p>「公共交通機関利用推進企業認定制度」の普及活動を通して制度の普及に努めていきます。 また、県職員のノーマイカー運動を抜本的に見直し、参加しやすい取組とするようにしております。この取組を広くピーアールし、県内事業所への波及を図ります。</p>
<p>8. 勤労者福祉事業団体の要請 (1) 育児支援ローンに対する利子補給制度について 子育てをする家族の負担軽減のための中国労働金庫が融資を行っている、育児支援ローンに対する利子補給制度を創設されたい。</p>	<p>労働雇用課</p>	<p>育児支援については、様々な施策により充実を図っているところですが、利子補給制度については、特に非正規社員に対する支援等を中心とした制度を創設することとしています。</p>

(2) NPO団体に対する支援について

地域福祉・勤労者福祉の充実につながる活動を行っているNPO団体は、財政基盤が弱く又、信用力の不足等から事業資金の確保が困難となっているため、従来からNPO支援を積極的に行っている中国労働金庫との提携など、支援に向けて協議する場を設けられたい。

労働雇用課

協働推進課

NPO団体が地域福祉・勤労者福祉で担う役割はますます重要になっており、抱えている課題の支援方法等について関係機関と協議する場を設けたいと考えています。

NPOの会計の円滑化や経営の安定のために、アドバイザー派遣を行うこととしてい ます。

なお、県が直接、金融機関のように金融制度を持つことは馴染まず、金融機関が金融ビジネスの一環としてされるべきものであり、中国労働金庫との提携は考えておりませんが、中国労働金庫のNPO法人向け融資制度について、ホームページ等でNPO法人に広く周知を図っています。